

国立駅南口における用地交換についての確認書

国立市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲が2018年11月7日付け「国立駅南口における用地交換の検討について（依頼）」により、乙に協議を申し入れた国立駅南口における用地交換（以下「本用地交換」という。）について、以下の事項を確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、国立駅周辺のまちづくりに資するため、甲及び乙が相互に協力して、本用地交換の方針を確認し、本用地交換を円滑に行うこととする。

（交換用地の位置、範囲及び交換の手法）

第2条 本用地交換の位置については、別紙に示す国立駅前の甲及び乙の用地を対象とし、詳細な範囲及び交換の手法については今後協議のうえ決定するものとする。

（交換後の利活用の方針）

第3条 甲は、本用地交換後の譲受地について、「国立駅周辺まちづくり基本計画」に基づき、歩行者空間の創出等のための広場空間として利活用するものとし、原則として建築物の建設及び収益事業は行わないものとする。

- 2 乙は、本用地交換後の譲受地について、隣接する乙所有地と合わせ、商業（物販、飲食、サービス等）、賃貸住宅等を基本とした、最大延べ床面積15,000m²程度、最高高さ31m以下、かつ国立市都市景観形成条例等を遵守する複合用途建物（以下「開発建物」という。）の開発用地として利活用するものとする。
- 3 乙は、甲が開発建物内に設置を要望している子育て施設等公共機能（以下「公共機能」という。）部分約700m²を甲に賃貸することを前提に、開発建物の計画を行うものとする。なお、公共機能部分の賃料は、開発建物の標準的なテナント賃料と同等とすることを原則とし、賃料を含む入居条件については、甲及び乙が別途協議するものとする。
- 4 甲または乙は、前3項に定める利活用方針の変更を行う場合は、相手方と協議の上、合意を得るものとする。
- 5 甲及び乙は、相互に協力し、第1項から第3項までの規定による利活用方針の実現に努めるものとする。
- 6 甲及び乙は、本用地交換後において、甲及び乙が各々必要とする調査、工事、作業等のための用地使用等について、相互に協力するものとする。

（交換の時期）

第4条 本用地交換の契約の締結については、乙の開発建物に関する国立市まちづくり条

例第33条の規定に定める協定を締結した後に行うものとする。

(手続き・費用負担)

第5条 甲及び乙は、本用地交換に伴い必要となる手続き、関係官公庁協議、測量等について相互に協力するものとする。

2 本用地交換に伴い必要となる費用は、甲の負担を基本とするが、乙の負担等その詳細については、第2条に定める交換手法と合わせ、今後協議により決定するものとする。

(受け渡し時の状態)

第6条 本用地交換については、更地での交換を前提とする。

2 土壤汚染、第3条に定める利活用に伴う支障物等については、本用地交換前の所有者が、各々の責任と負担において対応するものとする。

(点検時等の用地立入り)

第7条 乙は、乙が所有する駅舎建物・高架橋等の保守管理上必要となる場合は、甲の同意の上、本用地交換後の甲の用地に立入ることができるものとする。

(その他)

第8条 本確認書に定めのない事項、または本確認書に疑義が生じた場合についてはその都度、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

以上、確認の証として、本確認書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

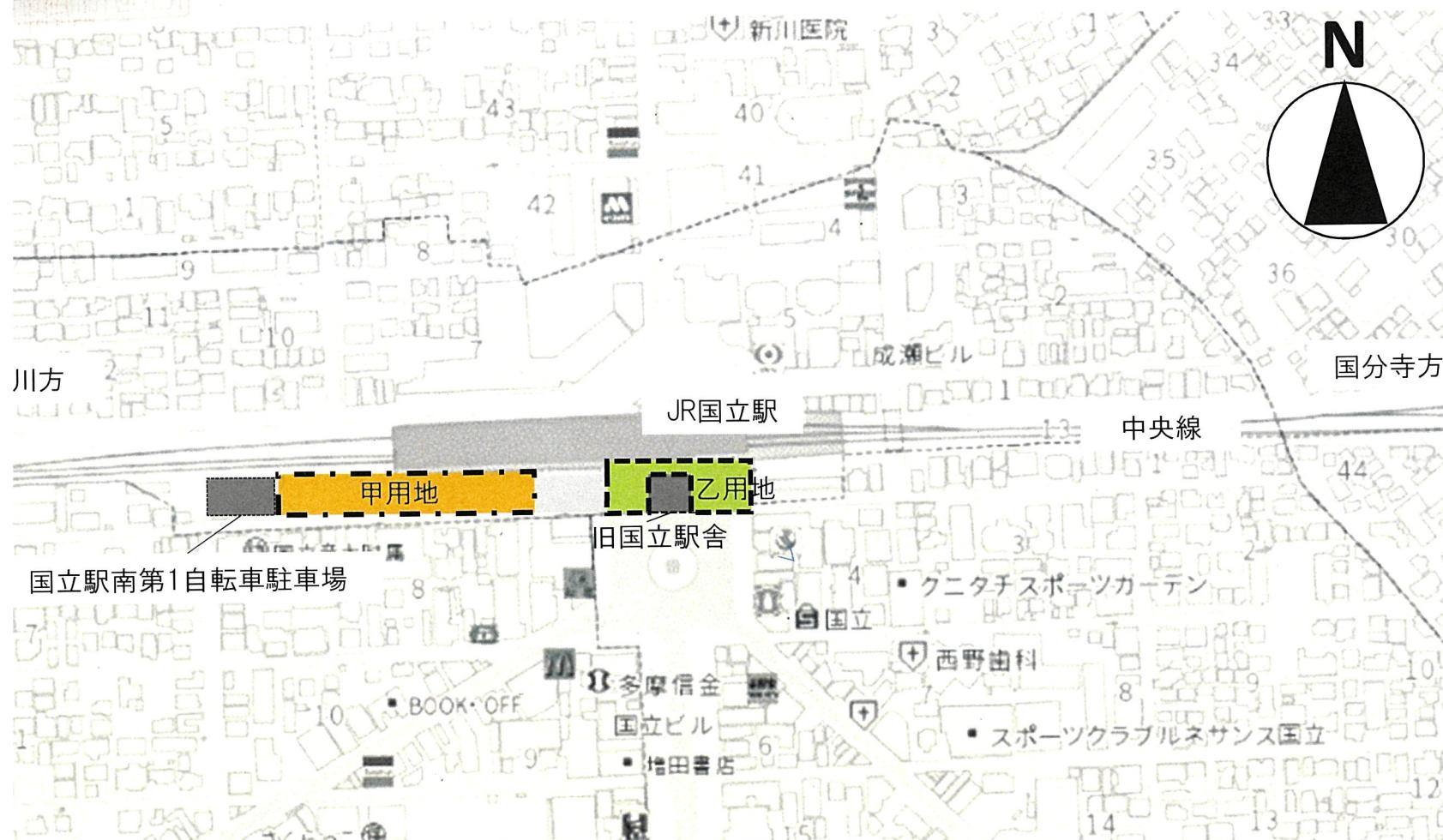
2020年 3月 16日

甲 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市
国立市長 永 見 理 夫

乙 東京都八王子市旭町1番8号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員八王子支社長 下 村 直 樹



用地交換の対象地



Copyright©NTT空間情報 All Rights Reserved